		ジ-(3,5,5-トリメチルヘキサノイル)パーオキサイド （濃度が52質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。）	DI-(3,5,5-TRIMETHYLHEXANOYL) PEROXIDE (≦52% as a stable dispersion in water)	OP8	+10℃	+15℃	
		ジ-(3,5,5-トリメチルヘキサノイル)パーオキサイド （濃度が38質量%以下のものであって、62質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。）	DI-(3,5,5-TRIMETHYLHEXANOYL) PEROXIDE (≦38%, Diluent type A≧62%)	OP8	+20℃	+25℃	
		ジ-(3,5,5-トリメチルヘキサノイル)パーオキサイド （濃度が38質量%を超え52質量%未満のものであって、48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。）	DI-(3,5,5-TRIMETHYLHEXANOYL) PEROXIDE (>38-52%, Diluent type A≧48%)	OP8	+10℃	+15℃	
		1,1,3,3-テトラメチルブチルパーオキシネオデカノエート （濃度が52質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。）	1,1,3,3-TETRAMETHYLBUTYL PEROXYNEODECANOATE (≦52% as a stable dispersion in water)	OP8, N	-5℃	+5℃	
		その他の化学名		x			
3120	有機過酸化物F（固体） （温度管理が必要なもの）	ジ-(2-エチルヘキシル)パーオキシジカーボネート （濃度が52質量%以下のものであって、水中で分散安定化し、凍結させたものに限る。）	DI-(2-ETHYLHEXYL)PEROXYDICARBONATE (≦52% as a stable dispersion in water(frozen))	OP8	-15℃	-5℃	
		その他の化学名		x			

注 1　化学名の欄の「その他の化学名」のタイプは、備考2(5)(ⅱ)の判定基準により決定するものとする。
2　「希釈剤A」とは、沸点が150℃以上の液体の有機化合物をいい、「希釈剤B」とは、沸点が60℃以上150℃未満の液体の有機化合物で引火点が5℃以上のものをいう。
3　希釈剤Bは、その沸点が、運送する有機過酸化物の自己加速分解温度より60℃以上高いものに限る。
4　希釈剤Bに代えて、希釈剤Aを使用することができる。
5　備考の欄に掲げる数字の意義は、次に定めるとおりとする。
(1)　希釈剤Bに代えて、希釈剤Aを使用することができること。
(2)　活性酸素濃度が4.7%以下のものに適用すること。
(3)　副次危険性等級1を示す副標札又は副標識を付さなければならないこと。
(4)　希釈剤は、ジターシャリーブチルパーオキサイドにより置き換えることができること。
(5)　活性酸素濃度が9%以下のものに適用すること。

(6)　過酸化水素の濃度が9%以下のものであって、活性酸素濃度が10%以下のものに適用すること。
(7)　非金属性の容器及び包装のみが使用できること。
(8)　水分の有無にかかわらず、活性酸素濃度が10%を超え10.7%以下であるものに適用すること。
(9)　水分の有無にかかわらず、活性酸素濃度が10%以下のものに適用すること。
(10)　水分の有無にかかわらず、活性酸素濃度が8.2%以下のものに適用すること。
(11)　IMDGコード2.5.3.2.5.1を参照すること。
(12)　備考2(5)(ii)の判定基準により有機過酸化物Fに決定されているものであって、一容器あたり総質量2000kg以下のものに限ること。
(13)　副次危険性等級8を示す副次危険性標札又は副標識を付さなければならないこと。
(14)　有機過酸化物Dの要件を満たす過酢酸及びその組成物であること。
(15)　有機過酸化物Eの要件を満たす過酢酸及びその組成物であること。
(16)　有機過酸化物Fの要件を満たす過酢酸及びその組成物であること。
(17)　水の添加が熱安定性を減少させること。
(18)　濃度が80質量%未満のものにあっては、副次危険性等級8を示す副次危険性標札又は副標識を付すことを要しないこと。
(19)　過酸化水素、水及び酸との混合物であること。
(20)　水分の有無にかかわらず、希釈剤Aで希釈されていること。
(21)　エチルベンゼンに加えて希釈剤Aを25%以上含有するものであること。
(22)　メチルイソブチルケトンに加えて希釈剤Aを19%以上含有するものであること。
(23)　ジターシャリーブチルパーオキサイドの濃度は6%未満であること。
(24)　1-イソプロピルハイドロパーオキシ-4-イソプロピルハイドロオキシベンゼンの濃度は8%以下であること。
(25)　希釈剤Bは沸点が110℃を超えるものを用いること。
(26)　ハイドロパーオキサイドの濃度が0.5%未満のものであること。
(27)　濃度が56%を超えるものには、副次危険性等級8を示す副次危険性標札又は副標識を付さなければならないこと。
(28)　200℃から260℃の範囲で95%留出点を有する希釈剤Aで希釈したものであって、活性酸素濃度が7.6%以下のものに適用されること。
(29)　有機過酸化物としての規定を適用しないこと。
(30)　希釈剤Bは沸点が130℃を超えるものを用いること。
(31)　活性酸素濃度が6.7%以下のものに適用すること。

(4)　品名の欄中「備考1(4)の表に掲げられたもの」は、次の表の化学名の欄に掲げる環境有害物質とする。

国連番号	品名	化学名	
		日本語名	英語名
3077	環境有害物質（固体）	塩化第一水銀[P]	Mercurous Chloride[P]
		リン酸トリフェニル[P]	Triphenyl Phosphate[P]
		N^2-ターシャリーブチル-N^4-シクロプロピル-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン[P]	N^2-tert-Butyl-N^4-cyclopropyl-6-methylthio-1,3,5-triazine-2,4-diamine[P]
		1,4-ジターシャリーブチルベンゼン[P]	1,4-Di-tert-Butylbenzene[P]
		ジフェニル[P]	Diphenyl[P]
		ドデシルジフェニルベンゼンジスルホン酸塩[P]	Dodecyl Diphenyl Oxide Disulphonate[P]